

○市町村の合併の特例に関する法律（抄）

公布 昭和四十年三月二十九日

法律 第六号

施行 昭和四十年三月二十九日

改正

昭和五〇年	三月二十八日	法律第 五号
昭和六〇年	三月三〇日	法律第 一四号
平成 六年	二月 四日	法律第 二号
平成 六年	二月二十五日	法律第一〇四号
平成 七年	三月二十九日	法律第 五〇号
平成一〇年	五月 八日	法律第 五四号
平成一〇年	二月一日	法律第一四五号
平成一一年	七月六日	法律第 八七号
平成一二年	五月十七日	法律第 六二号
平成一二年	二月 六日	法律第一三八号
平成一四年	五月一日	法律第 三七号
平成一四年	三月三〇日	法律第 四号
平成一五年	七月 九日	法律第一〇五号
平成一八年	六月十四日	法律第 六三号

（趣旨）

第一条 この法律は、市町村行政の広域化の要請に対処し、自主的な市町村の合併を推進し、あわせて合併市町村の建設に資するため、当分の間の措置として、市町村の合併について関係法律の特例その他の必要な措置を定めるものとする。

（昭六〇法一四・平七法五〇・一部改正）

（定義）

第二条 この法律において「市町村の合併」とは、二以上の市町村の区域の全部若しくは一部をもつて市町村を置き、又は市町村の区域の全部若しくは一部を他の市町村に編入することで市町村の数の減少を伴うものをいう。

2 この法律において「合併市町村」とは、市町村の合併により設置され、又は他の市町村の区域の全部若しくは一部を編入した市町村をいう。

3 この法律において「合併関係市町村」とは、市町村の合併によりその区域の全部又は一部が合併市町村の区域の一部となる市町村をいう。

（昭六〇法一四・一部改正）

（市となるべき要件の特例）

第五条の二 次の各号に掲げる処分については、平成十七年三月三十一日までに市町村の合併が行われる場合に限

り、地方自治法第八条第一項各号の規定にかかわらず、市となるべき普通地方公共団体の要件は、三万以上を有することとする。

一 地方自治法第七条第一項の規定に基づき市を設置する処分のうち市町村の合併に係るもの（次条の規定に該当するものを除く。）

二 地方自治法第八条第三項の規定に基づき町村を市とする処分のうち市町村の合併により他の市町村の区域の全部又は一部を編入する町村に係るもの（当該市町村の合併の日に市とするものに限る。）

（平一〇法一四五・追加、平一一法八七・平一五法一〇五一部改正）

（議会の議員の定数に関する特例）

第六条 新たに設置された合併市町村にあつては、地方自治法第九十一条第二項の規定にかかわらず、合併関係市町村の協議により、市町村の合併後最初に行われる選挙により選出される議会の議員の任期に相当する期間に限り、同項に規定する数の二倍に相当する数を超えない範囲でその議会の議員の定数を定めることができる。ただし、議員がすべてなくなつたときは、その定数は、同条の規定による定数に復帰するものとする。

2 他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市

町村にあつては、地方自治法第九十一条の規定にかかわらず、合併関係市町村の協議により、その編入をする合併関係市町村の議会の議員の残任期間に相当する期間に限り、その区域の全部又は一部が編入されることとなる合併関係市町村ごとに、当該編入されることとなる合併関係市町村の当該編入される区域の人口（同法第二百五十四条に規定する人口によるものとする。第十条第二項を除き、以下同じ。）を当該編入をする合併関係市町村の人口で除して得た数を当該編入をする合併関係市町村の議会の議員の定数（以下「旧定数」という。）に乗じて得た数（○・五人未満の端数があるときはその端数は切り捨て、○・五人以上一人未満の端数があるときはその端数は一人とする。ただし、その区域の全部が編入されることとなる合併関係市町村においてその数が○・五人未満のときも一人とする。）の合計数を旧定数に加えた数（以下「編入合併特例定数」という。）をもつてその議会の議員の定数とすることができ。ただし、議員がすべてなくなつたときは、第五項の規定により編入合併特例定数をもつてその議会の議員の定数とする場合を除き、その定数は、同法第九十一条の規定による定数に復帰するものとする。

3 前項の場合においては、公職選挙法第十五条第六項及

び第八項の規定にかかわらず、編入された合併関係市町村ごとにその編入された区域により選挙区が設けられるものとし、かつ、当該選挙区において選挙すべき議会の議員の定数は、編入された合併関係市町村ごとに前項の規定により算定した数とする。

4 第二項の規定により定数が増加する場合においては、行う選挙に対する公職選挙法の規定の適用については、同法第十八条第一項中「第十五条第六項」とあるのは「第十五条第六項若しくは市町村の合併の特例に関する法律第六条第三項」と、同法第一百十一条第三項中「地方自治法第九十一条第五項」とあるのは「市町村の合併の特例に関する法律第六条第二項」と、「当該条例施行の日」とあるのは「市町村の合併（市町村の合併の特例に関する法律第二条第一項の市町村の合併をいう。）の日」とする。

5 他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村が、第二項の規定により編入合併特例定数をもつてその議会の議員の定数とする場合においては、地方自治法第九十一条の規定にかかわらず、合併関係市町村の協議により、市町村の合併後最初に行われる一般選挙により選出される議会の議員の任期に相当する期間についても、編入合併特例定数をもつてその議会の議員の定数と

することができる。ただし、その任期の満了すべき日前に議員がすべてなくなつたときは、その定数は、同条の規定による定数に復帰するものとする。

6 第三項の規定は、前項の場合について準用する。

7 第五項の規定により定数が増加する場合において行う選挙に対する公職選挙法の規定の適用については、同法第十八条第一項中「第十五条第六項」とあるのは、「第十五条第六項若しくは市町村の合併の特例に関する法律第六条第六項において準用する同条第三項」とする。

8 第一項、第二項又は第五項の協議については、合併関係市町村の議会の議決を経るものとし、その協議が成立したときは、合併関係市町村は、直ちにその内容を告示しなければならない。

（昭六〇法一四・平六法二・二部改正、平七法五〇・一部改正・旧第三条繰下、平一一法八七・平二二法六二・平一四法四・一部改正）

（議会の議員の在任に関する特例）

第七案 市町村の合併に際し、合併関係市町村の議会の議員で当該合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなるものは、合併関係市町村の協議により、次に掲げる期間に限り、引き続き合併市町村の議会の議員として在任することができる。この場合において、市町村

の合併の際に当該合併市町村の議会の議員である者の数が地方自治法第九十一条の規定による定数を超えるときは、同条の規定にかかわらず、当該数をもつて当該合併市町村の議会の議員の定数とし、議員に欠員が生じ、又は議員がすべてなくなつたときは、これに應じて、その定数は、同条の規定による定数に至るまで減少するものとする。ただし、第三項において準用する前条第五項の規定により編入合併特例定数をもつてその議会の議員の定数とする場合において議員がすべてなくなつたときは、この限りでない。

一 新たに設置された合併市町村にあつては、市町村の合併後二年を超えない範囲で当該協議で定める期間

二 他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあつては、その編入をする合併関係市町村の議会の議員の残任期間に相当する期間

2 前項の規定は、前条第一項又は第二項の協議が成立した場合には適用しない。

3 前条第五項から第七項までの規定は、市町村の合併に際し、その区域の全部又は一部が編入されることとなる合併関係市町村の議会の議員で当該合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなるものが、第一項の規定により引き続き合併市町村の議会の議員として在任す

ることとした場合について準用する。

4 前条第八項の規定は、第一項又は前項において準用する同条第五項の協議について準用する。

(平七法五〇二部改正・旧第四条繰下)

(議会の議員の退職年金に関する特別)

第七条の二 市町村の合併の日の前日において合併関係市町村(当該市町村の合併が、市町村の区域の全部又は一部の編入を伴うものであつた場合においては、当該市町村の合併により編入された区域が当該市町村の合併前に属していた合併関係市町村に限る。)の議会の議員であつた者(同日において当該合併市町村の区域に住所を有していた者に限る。)のうち、当該市町村の合併がなかつたものとした場合における当該合併関係市町村の議会の議員の任期が満了すべき日(以下この項において「任期が満了すべき日」という。)前に退職し、かつ、その在職期間が十二年未満である者で、当該在職期間と当該退職した日の翌日から任期が満了すべき日までの期間とを合算した期間が十二年以上であるものは、地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第五十二号)第百六十一条第一項の規定の適用については、在職期間が十二年以上である者であるものとみなす。

2 前項の規定の適用を受ける者に対する地方公務員等

共済組合法の一部を改正する法律(平成十八年法律第六十三号。次項において「平成十八年地共済改正法」という。)附則第三条第一項の規定により読み替えられた地方公務員等共済組合法第百六十一条第二項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、同項中「百五十分の三十六」とあるのは、同表の下欄に掲げる割合に読み替えるものとする。

在職期間が八年以上九年未満の者	百五十分の二十四
在職期間が九年以上十年未満の者	百五十分の二十七
在職期間が十年以上十一年未満の者	百五十分の三十
在職期間が十一年以上十二年未満の者	百五十分の三十三

3 第一項の規定の適用を受ける者に対する平成十八年地共済改正法附則第四条の規定により読み替えられた地方公務員等共済組合法第百六十一条第二項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、同項中「百五十分の四十・五」とあるのは、同表の下欄に掲げる割合に読み替えるものとする。

在職期間が八年以上九年未満の者	百五十分の二十七
在職期間が九年以上十年未満の者	百五十分の三十
在職期間が十年以上十一年未満の者	百五十分の三十三
在職期間が十一年以上十二年未満の者	百五十分の三十七

（平一一法八七・追加、平一四法三七・平一八法六三・一部改正）

（国、都道府県等の協力等）

第十六条 国は、都道府県及び市町村に対し、自主的な市町村の合併を推進するため、必要な助言、情報の提供その他の措置を講ずるものとする。

2 国は、合併市町村の建設に資するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるように努めなければならない。

3 国は、自主的な市町村の合併の推進に伴う地方公務員等共済組合法第一百五十一条第一項に規定する市議会議員共済会及び町村議会議員共済会の運営状況等を勘案し、その健全な運営を図るため必要な措置を講ずるものとする。

4 都道府県は、市町村に対し、自主的な市町村の合併を推進するため、必要な助言、情報の提供その他の措置を講ずるものとする。

5 都道府県は、市町村の合併をしようとする市町村の求めに応じ、市町村相互間における必要な調整を行うものとする。

6 都道府県は、合併市町村の建設に資するため、市町村建設計画を達成するための事業の実施その他の必要な措

置を講ずるように努めなければならない。

7 公共的団体は、合併市町村の建設に資するため必要な措置を講ずるように努めなければならない。

8 合併関係市町村の区域内の公共的団体等は、市町村の合併に際しては、合併市町村の一体性の速やかな確立に資するため、その統合整備を図るよう努めなければならない。

（昭六〇法一四・旧第十三条繰下、平七法五〇・一部改正・旧第十四条繰下、平一一法八七・一部改正）

（特別区に関する特例）

第十七条 この法律中市に関する規定（第十条第二項、第十一条及び第十一条の二第二項の規定を除く。）は、特別区に適用する。この場合において、第六条第一項中「地方自治法第九十一条第二項」とあるのは「地方自治法第九十一条第二項及び第二百八十一条の六」と、「同項に」とあるのは「これらの規定に」と、「同条の」とあるのは「同法第九十一条及び第二百八十一条の六の」と、同条第二項中「地方自治法第九十一条」とあるのは「地方自治法第九十一条及び第二百八十一条の六」と、「同法第九十一条」とあるのは「同法第九十一条及び第二百八十一条の六」と、同条第五項及び第七条第一項中「地方自治法第九十一条」とあるのは「地方自治法第

九十一条及び第二百八十一条の六」と、「同条の」とあるのは「これらの」とする。

(平一〇法五四・追加、平一一法八七・平一四法四・一部改正)

附則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(失効)

第二条 この法律（附則第四条第一項及び第二項、附則第五条第三項、附則第六条、附則第十二条並びに附則第十四条の規定を除く。次項において同じ。）は、平成十七年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 前項の規定にかかわらず、平成十七年三月三十一日までに行われた地方自治法第七条第一項又は第三項の規定による申請（以下、「合併申請」という。）に係る市町村の合併については、この法律（第五条の五から第五条の三十九まで並びに次条及び附則第二条の三の規定を除く。）は、同日後もなおその効力を有する。ただし、平成十八年三月三十一日までに当該合併申請に係る市町村の合併が行われなるときは、同日後は、この限りでない。

(昭五〇法五・昭六〇法一四・平七法五〇・平一六法

五八・一部改正)

(市となるべき要件の特例)

第二条の二 第五条の二各号に掲げる処分については、平成十六年三月三十一日までに市町村の合併が行われる場合に限り、同条中「第八条第一項第一号」とあるのは「第八条第一項各号」と、「人口に関する要件は、四万以上」とあるのは「要件は、人口三万以上を有すること」とする。

(平一二法一三八・追加)

(議会の議員の定数の特例に関する経過措置)

第七条 市町村で、この法律の施行の日から当該市町村の議会の議員の一般選挙が行なわれるまでの間において、他の市町村の区域の全部又は一部を編入する市町村の合併をはじめて行なおうとするものが、この法律の施行の日前最近に行なわれた当該市町村の議会の議員の一般選挙の日からこの法律の施行の日の前日までに他の市町村の区域の全部の編入（当該編入に際し、附則第十一条の規定による改正前の新産業都市建設促進法（昭和三十七年法律第百十七号）第二十四条、附則第十三条の規定による改正前の工業整備特別地域整備促進法（昭和三十九年法律第百四十六号）第十三条若しくは旧市の合併の特例に関する法律附則第五項において準用する同法第三条

の規定によりその例によることとされる旧町村合併促進法第九条第一項若しくは第二項の規定を適用し、又は地方自治法第九十一条第四項の規定に基づきその議会の議員の定数を増加した場合の編入を除く。以下「旧編入」という。）を行なつた市町村であるときは、当該市町村の合併の際に限り、地方自治法第九十一条の規定にかかわらず、合併関係市町村の協議により、その編入をする合併関係市町村の議会の議員の残任期間に相当する期間に限り、その区域の全部又は一部が編入されることとなる合併関係市町村及び旧編入に係る区域ごとに、当該編入されることとなる合併関係市町村の当該編入される区域及び旧編入に係る区域の人口を当該編入をする合併関係市町村の人口から旧編入に係る区域の人口を差し引いた人口で除して得た数を旧定数に乗じて得た数（〇・五人未満の端数があるときはその端数を切り捨て、〇・五人以上一人未満の端数があるときはその端数は一人とする。ただし、その区域の全部が編入されることとなる合併関係市町村及び旧編入に係る区域においてその数が〇・五人未満のときも一人とする。）の合計数を旧定数に加えた数をもつてその議会の議員の定数とすることができ。ただし、議員がすべてなくなつたときは、その定数は、同条の規定による定数に復帰するものとする。

2 前項の規定は、第三条第二項又は第四条第一項（第二号に関する部分に限る。）の協議が成立した場合には適用しない。

3 第三条第三項から第五項までの規定は、第一項の場合について準用する。この場合において、同条第三項中「編入された合併関係市町村ごと」にその編入された区域により」とあるのは「編入された合併関係市町村の編入された区域及び附則第七条第一項にいう旧編入に係る区域ごと」にそれらの区域により」と、「編入された合併関係市町村ごと」に前項の規定より」とあるのは「編入された合併関係市町村及び附則第七条第一項にいう旧編入に係る区域ごと」に同項の規定より」と、同条第四項中「市町村の合併の特例に関する法律第三条第二項」とあるのは「市町村の合併の特例に関する法律附則第七条第一項」と、同条第五項中「第一項又は第二項」とあるのは「附則第七条第一項」と読み替えるものとする。

附 則（昭和五〇年三月二八日法律第五号）
この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和六〇年三月三〇日法律第一四号）

1 この法律は、昭和六十年四月一日から施行する。ただし、附則第二条の改正規定は、公布の日から施行する。

2 改正後の第一条から第三条まで、第五条、第十条、第

十二条及び第十三条の規定は、昭和六十年四月一日以後に行われる市町村の合併について適用し、同日前に行われた市町村の合併については、なお従前の例による。

附 則 (平成六年二月四日法律第二号) 抄

(平六法二〇四・一部改正)

(施行期日)

第一条 この法律は、公職選挙法の一部を改正する法律の一部を改正する法律(平成六年法律第百四号)の公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

(一月を経過した日)平成六年二月二十五日)

附 則 (平成六年一月二五日法律第一〇四号)

この法律中、第一条の規定は公布の日から、第二条の規定は公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成七年三月二九日法律第五〇号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、平成七年四月一日から施行する。ただし、附則第二条の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この法律による改正後の第一条、第三条から第七条まで、第十二条、第十五条及び第十六条の規定は、平成七年四月一日以後に行われる市町村の合併について適用

し、同日前に行われた市町村の合併については、なお従前の例による。

附 則 (平成一〇年五月八日法律第五四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成二〇年二月一八日法律第一四五号)

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(既に合併の申請がされている場合の経過措置)

2 この法律の施行前に市町村の合併(二以上の市町村の区域の全部又は一部をもつて市町村を設置するものに限る。)について地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七条第一項の規定による申請がなされ、かつ、この法律の施行の際当該合併により設置されるべき町又は村(以下「合併町村」という。)が設置されていない場合において、合併町村の人口(同法第二百五十四条に規定する人口をいう。)が四万以上五万未満であり、かつ、合併町村が同法第八条第一項第二号から第四号までの要件を備えるときは、都道府県知事は、当該合併によりその区域の全部又は一部が合併町村の区域の一部となる市町村の申請に基づき、当該都道府県の議会の議決を経て、当該合併の日において合併町村を市とする旨を定め

ることができ、この場合において、都道府県知事は、直ちにその旨を定めた旨を自治大臣に届け出なければならない。

3 地方自治法第七条第二項及び第五項から第七項までの規定は、前項の規定により合併町村を市とする場合について準用する。

附則（平成二十一年七月一六日法律第八七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中地方自治法第二百五十条の次に五条、節名並びに二款及び款名を加える改正規定（同法第二百五十条の九第一項に係る部分（両議院の同意を得ることに係る部分に限る。）に限る。）、第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定（同法附則第十項に係る部分に限る。）、第二百四十四条の規定（農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。）並びに第四百七十二条の規定（市町村の合併の特例に関する法律第六条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く。）並びに附則第七条、第十條、第十二條、第五十九條ただし書、第六十條第四

項及び第五項、第七十三條、第七十七條、第五十七條第四項から第六項まで、第六十條、第六十三條、第六十四條並びに第二百二條の規定 公布の日

二・三（略）

- 四 第一条中地方自治法第九十條、第九十一條、第二百八十一條の五及び第二百八十一條の六の改正規定、第四百六十條の規定（公職選挙法第一百十一條第三項の改正規定に係る部分に限る。）、第四百七十二條の規定（市町村の合併の特例に関する法律第六條の改正規定及び同法第七十七條の改正規定（「第十一條」の下に「及び第十一條の第二項」を加える部分を除く。）に係る部分に限る。）並びに附則第四條第一項及び第二項並びに第五十七條第一項及び第二項の規定 平成十五年一月一日

五・六（略）

- 附則（平成二十二年五月一七日法律第六二号）抄
この法律は、公布の日から施行する。（ただし書略）
- 附則（平成二十二年二月六日法律第一三八号）抄
この法律は、公布の日から施行する。

附則（平成二十四年五月一〇日法律第三七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十五年四月一日から施行する。

(政令への委任)

第七条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一四年三月三〇日法律第四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。(ただし書略)

附 則 (平成一五年七月九日法律第一〇五号)

この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一八年六月一四日法律第六三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成一九年四月一日から施行する。(ただし書略)